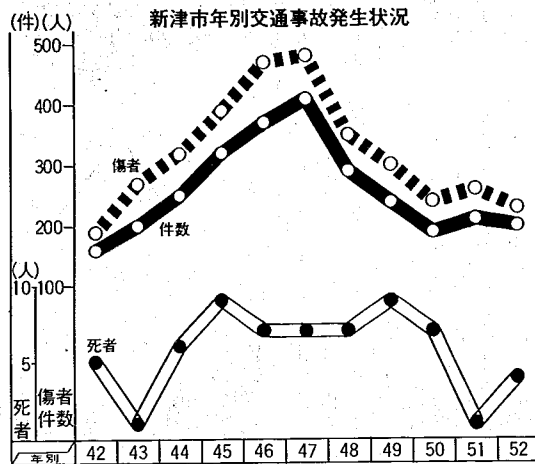


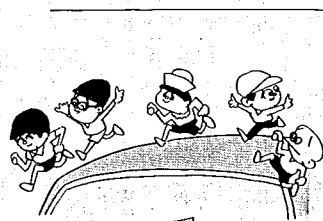


ちよつと左のグラフを見て下さい。これは、過去十年間の新津市における交通事故の発生件数の推移です。件数、傷者とも昭和四十七年をピークに、年々減少しています。しかし死者は、昨年は四名と五十一年の一名から大幅に増えてしまいました。なかでも、四名の犠牲者のうち、二名は子ども（五歳と七歳）でした。

子どもは、交通事故者です。子どもを交通事故から守るために、子どもの行動の特性をよく知り、みんなを守ってあげましょう。



こわい幼児の行動スタイル



子どもの交通事故の中には、大人ではどうも考えられないようなカタチで起こる例がたくさんあります。そのほとんどが、子どもの行動の特性が原因となったものです。交通事故につながりやすい子どもの行動の特徴としては、次のようなものがあります。子どもを交通事故から守るため、お母さん方の参考にねばと思います。

一つのことばに夢中になると、まわりの物が目に入らなくなる。

道路で夢中になって遊んでいて、車が近づいても気がつかない。

ボールを追っかけて、いき

子どもの交通事故には、いろいろな特徴がみられます。その主なものをあげてみます。

子どもの交通事故の発生しやすい時間は、下校時、あるいは下校後の一、二時間の間に最も多く発生しています。特に、午後四時

なり車道に飛び出す。

道路の反対側から、親や友だちに声をかけられたり、手を振って合図されると、いきなり車道へ飛び出す。

親と手をつないで歩いていても、興味のある物（たとえばおもちゃ屋）などを車道の反対側に見つけたら、つないだ手を振り切つても飛び出そうとする。

その時その時の気分によって行動が変わる。

うれしいことがあると、はしゃいで落ちつきがなくなる。また、父母に叱られると、そのことばかりが気になり、まわりを見ないで道路を歩いたりする。

物事を単純にしか理解で

から六時までの時間が要注目です。

なお曜日別では、土・日曜日の発生が目立っています。

行動半径の小さい子どもは、自宅近くが最も多く、特に半径五十メートル以内が危険地帯です。低年齢に危険地帯で、自宅付近での事故が多いことを、お母さん方は覚えておいていただきたいものです。

きない

自分が黄色い旗を持っていたら、車は、いつでも必ずとまってくれと思ひこむ。

走っている車が止まるために、どのくらいの距離が必要なのかよくわからない。

大人のまねをする

信号を無視して横断したり、交通ルールを守らない大人を見て、そのまねをする。

物かげで遊びたがる

駐車中の車の下にもぐりこんだりして遊ぶ。

大きなダンボール箱にかくれたり、入って遊ぶ。

お買物、ご用命は市内で

SANYO・パナソニック・SONY

映像・音響・照明・空調・厨房

田村電機商会

TEL 2 0653

御誕生から……御仏事まで

花の御用は

小林生花店

新津市新町1丁目 TEL 2-1080・2-5707(夜)

米作野菜作に「価格差」を補償

水田利用再編対策——これは、国が米の過剰生産を理由に五十三年度からさらに長期にわたって実施する「米の生産調整」政策です。

市ではこのため、新年度から独自で、野菜などの「価格差補償」や、転作に必要な種苗の「無償配布」などを行って、少しでも転作する農家の方たちの所得減収を補う新しい制度を策定することにしました。

市独自で補償制度を新設

53年度から

国の米生産調整政策は、ご承知のように、八年前の四十五年から進められています。国はこの政策を、五十三年度からさらに長期にわたって実施する方針で、水田利用再編対策を策定されました。

新津市に配分された五十三年度の稲作転かん目標面積は、二百四十七ヘクタールにのぼります。この面積は、今年度に稲作転かんを実施した面積の三・七倍で、市の水田面積の約七割にもおよぶものです。

超過米にも一部を助成

（価格差補償制度）

このため市では、国の米生産調整政策の実施に当たり、独自で五十三年度から、稲作農家の所得減収を助ける新しい制度を始めました。この制度は、野菜や米の価格差補償と、転作に必要な種苗の無償配布などです。

政府調達米と価格差

野菜・果物が行っている価格補償制度を市でさらに補い、稲作対象、補償率を上げることで、また、産地化がはかれる野菜については、市独自で価格補償を行うものです。

心米……うまい米づくりを進める中で、なご超過米が生じた場合、政府調達米との価格差について、その一部を助成するものです。

〔種苗の無償配布〕

計画加算金の対象に

以上が「水田利用再編対策」に対して、市が進める対応策の概要です。この対象要領などは、これまでと同じ要件のもとで行うことにしています。このほか五十三年度から次のことも新しく盛り込まれました。

●「集団転作は、計画加算金の対象とすることです。これは、集落に配布された目標面積を、目録面積と下回らない面積で、目標面積の二割の二〇〇％程度をそれぞれ補助するものです。」

●「特定作物：転作に必要な大豆、麦、そば、飼料作物は、自家採取種子とか購入種子とかにかかわらず、その種子代の全額を補助することです。」

●「永年性作物：ぶどう、おうとうを除く果樹苗木は、苗木代の半額を、またサトイモは種子代の二〇〇％程度をそれぞれ補助するものです。」

●「次の作物なども、転作として新しく認めるものです。」

①林木・竹類・養魚池（農用地区域外の水田であることが条件です）

②農業生産に必要な施設の敷地、施設園芸施設は農用地利用に該当するもの

③麦（五十三年度に播種したものから認められます。ただし稲の作付けをしないことが条件です）

④青刈り稲（しめなわ、なたまき材料・畜飼料用）

●「なお、昭和五十一年産の水稲の収穫期後、新たに水稲の作付けが可能となった開田地は、翌年度の米の買入限度数量の対象面積から除かれることがあります。」

お買物、ご用命は市内で

和裁・洋裁の専門学校

●高等課程

●専門課程(高卒以上)夜間有り

入学日 4月10日

入学受付中 専修専門学校 新津芸芸専門学校 ☎(2) 0329

トイレの改造運動提唱中

水洗式・無臭式・5人用から100人用まで

工事は1日～2日で完了

新津市公設水道工事店

新津工業(株)

新津市下興野町 ☎(4) 0176(R)